

令和8年4月21日

1. 生産する飼料の内容等について

【飼料用米は対象外】

問 飼料用米(WCS用稲のように茎葉は使用せず、子実部分の飼料利用)のみを生産する組織も、本事業の支援対象となりますか。

答 粗飼料(青刈りとうもろこし、牧草、ソルゴー、WCS用稲、稲わらなどの各種粗飼料)及び濃厚飼料(子実用とうもろこし(イアコーンサイレージを含む)、麦類及び大豆)の生産・販売、作業受託を行う飼料生産組織が対象であり、飼料用米(SGSを含む)のみを扱う飼料生産組織は対象となりません。

【緑肥のみ生産する場合は対象外】

問 WCS用稲や青刈りとうもろこしなどの粗飼料や子実用とうもろこし、麦類、大豆などの濃厚飼料は対象となると書かれておりますが、ソルゴー(ソルガム)などの緑肥作物や牧草のイタリアンライグラス、エンバクなどは対象となりますか。

答 本事業は、粗飼料(青刈りとうもろこし、牧草、ソルゴー、WCS用稲、稲わらなどの各種粗飼料)及び濃厚飼料(子実用とうもろこし(イアコーンサイレージを含む)、麦類及び大豆)の生産・販売、作業受託を行う飼料生産組織が対象となります。いずれも緑肥のみを生産する場合は対象となりません。

【冬期は他部門で通年雇用も可】

問 当組織では冬期間、コントラクター部門は休業になります。冬期は他部門に従事して通年雇用でも大丈夫ですか。

答 当該組織で正職員として雇用していて飼料生産に従事していれば、飼料生産業務の無い期間等に他業務に従事することは差し支えありません。

【正社員要件の週30時間以上勤務は賃金台帳と出勤簿で判断】

問 正社員要件の週30時間勤務の実態はどう判断しますか。また、勤務時間が週30時間を割り込んだ場合はどうなりますか。

答 賃金台帳、出勤簿で点検します。勤務時間が週30時間を割り込む場合、事業実施主体までお知らせください。原則週30時間以上勤務いただく必要がありますが、やむを得ない事情があると判断される場合はその限りではありません。

2. 生産、作業受託の内容について

【自家用の飼料生産だけでは不可】

問 作業受託でなく、自作地、借入地で飼料を生産し、自らの飼養する家畜の餌として使用している場合は対象となりますか。

答 飼料の生産・販売、作業受託を行う組織を対象としたもので、自ら飼養する家畜のみに給餌する場合は対象となりません。(自ら飼養する家畜に給餌することは差し支えありませんが、他の畜産農家や耕種農家からの飼料生産の作業受託、もしくは他の畜産農家や TMR センター等に生産した飼料の販売を行っていることが必要です)

【自作地、借入地での生産でも他の畜産経営へ飼料を提供していれば可】

問 作業受託をしていないと対象になりませんか。所有権を取得したり、利用権を設定したりして、他の畜産農家の餌を生産し、加工、販売している法人は対象となりませんか。つまり作業受託契約は必須なのでしょうか。

答 作業受託契約は必須ではありません。使用权や利用権に基づき自ら飼料を生産、加工し、他の畜産農家等に販売している法人は、作業受託をしていなくても、事業の対象となります。

【飼料の混合、配送のみでは不可。飼料生産は必須】

問 飼料を購入して混合、配送のみしている法人は対象となりますか。

答 対象となりません。飼料の生産・販売、作業受託の実施は必須です。例えば、輸入飼料のみを購入し、他の原料と混合して配送するだけの TMR センターは対象となりません。

【飼料の配送のみでは不可】

問 飼料の配送作業のみを受託している組織（運送会社など）は対象となりますか。

答 対象となりません。飼料の生産・販売、作業受託の実施は必須です。

【飼料生産組織の経営実態を把握する方法】

問 飼料生産組織の経営実態はどう把握しますか。

答 農地の所有、貸借権を持っている場合は耕作証明書を、持っていない場合は作業受委託契約書の提出を求めます。それもない場合は、農業経営改善計画認定書、飼料の取引にかかる出荷伝票、決算書等、飼料生産を営む事業体であることを証明する書類の写しを提出していただきます。

【栽培にかかる一部作業のみ受託している場合も支援対象となり得る】

問 支援対象となる飼料生産組織は、どのような取組を行う組織ですか。

答 本事業における飼料生産組織は、次の作業に取り組む組織とします。

- ① 所有あるいは借受けた土地で、飼料の収穫調製作業から販売まで行う組織
- ② 飼料の収穫調製作業を受託し、その収穫物を委託者から譲り受け、販売する組織
- ③ 飼料の収穫調製作業を受託する組織
- ④ 稲わらを収集・販売する組織

⑤ 稲わらの収集を受託する組織

また、耕種農家のみの組織や異業種から飼料生産に参加する組織も、定款等に飼料の生産・販売、作業受託を行うことを定め、上記作業に取り組む組織であり、事業の要件を満たせば、本事業の対象となりえます。

【TMR センターの業務だけで飼料作物の栽培作業を一切行わない組織は対象となりません】

問 当組織では TMR センター業務だけで、飼料作物の栽培作業は一切行っておりません。支援対象となりますか。

答 対象となりません（前問の①～⑤の作業に取り組む組織は対象となりますが、いずれにも該当しない場合は対象となりません）。

3. 飼料の販売について

【稲作法人も畜産経営体へ飼料を提供していれば可】

問 WCS用稲を生産し、ラッピングして「地域の畜産農家に」販売している稲作法人は事業の対象となりますか。

答 飼料の生産・販売をしており、定款等に飼料の生産・販売、作業受託が定められている場合は対象となります。

【飼料を生産し飼料会社に販売している稲作法人も可】

問 WCS用稲を生産し、ラッピングして「飼料会社に」販売している稲作法人は事業の対象となりますか。

答 飼料の生産・販売をしており、定款等に飼料の生産・販売、作業受託が定められている場合は対象となります。

4. 採用活動について

【採用者未定の場合は空欄のままで申込可】

問 採用活動への助成を希望しますが、現段階では採用者の氏名や年齢等が不明です。事業参加申込書への記載はどうすればいいですか？

答 現段階では氏名等は空欄のままで結構です。見込まれる費用や募集の方法、かかる費用等をご記入の上申請して下さい。採用者の情報は実績報告でご記載ください。なお、採用活動への助成は採用に至った場合のみとなります。

【求人誌への掲載料や人材紹介業への謝礼は対象外】

問 採用活動での支援対象には、求人情報誌への掲載や人材紹介業への成功報酬は含まれますか。成功報酬は年収の30%で3カ月経過後の支払いの仕組みが一般的なので、8月採用として11月末に請求が来て支払った場合に、助成金の対象となりますか。

答 飼料生産組織の活動費として、フェアへの参加費（ブース使用料）、交通費は含まれますが、紹介業への報酬や就職情報誌への掲載料は対象となりません。

5. 研修について

【OJT 研修は月 50 時間する必要】

問 研修は何時間実施する必要がありますか。

答 月平均 50 時間以上の OJT 研修を実施して下さい。研修指導者とともに作業をしながら、適宜指導を受ける形で実施して下さい。事業実施期間を通じて月平均 50 時間を満たさない場合は支払い不可となります。

【冬期に出向の場合、その間の研修は不可だが正職員の要件は満たす】

問 当組織では冬期間、コントラクター部門は休業になります。他の法人へ出向していても雇用を継続していれば大丈夫ですか。

答 出向の場合、一般的に労災保険は先方負担となり、労務管理も先方となるため、本事業での OJT 研修は実施不能となります。豪雪地帯などで飼料生産に従事することが不可能な地域においては、出向により飼料生産組織で就労していない場合も、当該組織で正職員としての要件には問題ありません。

6. 免許、資格について

【農耕車限定だけでなく、限定解除も可】

問 大型特殊やけん引の免許は農耕車限定と限定のないものの両方がありますが、いずれも対象となりますか。限定解除の試験はどうですか。

答 コントラクター等では飼料の生産・運搬・販売のため、農耕車限定と限定のないもののいずれも必要となる場合が考えられますので、いずれも助成対象となります。限定解除のための経費も助成対象です。

【県知事認定の農業機械士も可】

問 農業機械整備技能士等とありますが、県知事認定の農業機械士の資格は支援対象となりますか。また、他にはなにが支援対象でしょうか？

答 本事業では県知事認定の農業機械士も支援対象となります。助成金申請書には知事の認定証と領収書を添付して下さい。なお、その他の資格については個別にお問い合わせください。

【免許や資格取得の支援は既存正社員も可】

問 免許や資格の取得への助成は、新たに正職員となった従業員だけですか？また、免許、資格取得支援についても、採用から 1 年以内の者しか対象とならないのでしょうか？

答 免許や資格の取得への助成は、新たに正職員となった従業員だけでなく、令和 8 年 4 月 1 日時点で 55 才以下の者であれば対象となります。また、免許、資格取得についても、採用時期は問いません。ただし、いずれの場合も、事業参加申込を行う飼料生産組織と支援対象者との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を締結し、原則として実績報告の期限である令和 7 年 1 月末までの間に 3 カ月以上の期間雇用されていることが要件となります。なお、免許・資格取得後 3 年以上は飼料生産作業に従事することも要件となっています。ただし、

支援対象者が免許取得後に当該飼料生産組織を退職しても、引き続き他の事業所等で飼料生産作業に従事されていれば、継続して従事しているものとみなします。

なお、免許、資格取得後も、事業実施期間中は活用状況を確認するために、電話等で確認、フォローアップしますので、不明点等ありましたらご相談ください。

【中型免許、フォークリフトやホイールローダーなどは対象となりますか】

問 対象となる免許は、大型自動車免許、大型特殊自動車免許、けん引免許だけでなく中型自動車免許や大型特殊免許（農耕車限定）やフォークリフト、ホイールローダー、ドローンの免許も含まれますか。

答 本事業は、大型自動車免許、大型特殊自動車免許、中型自動車免許（準中型自動車免許含む）、けん引免許の取得が対象となります。その他、各組織の飼料生産の状況に応じて必要な免許について、取組状況を踏まえて判断するため、個別にご相談ください。フォークリフト、ホイールローダー、ドローン等の資格については、免許の対象ではありませんが、飼料生産に真に必要なものと判断されれば上限1万円の資格支援の対象になります。

【免許や資格は主として飼料生産に活用していれば、農閑期に飼料生産業務以外に使用しても可】

問 補助を受けて資格を取得した場合、冬期に飼料生産以外の業務に使用しても差し支えありませんか。

答 主として飼料生産に従事しているのであれば、冬期にそれ以外の業務に活用しても差し支えありません。

【飼料生産に従事する者のみ対象】

問 総務・経理担当でも免許、資格取得の支援対象となりますか。

答 対象となるのは飼料生産組織で飼料生産に従事する者のみです。総務・経理業務のみに従事し、飼料生産業務に従事しない場合は対象になりません。

【免許取得経費の領収書の宛名は法人名で】

問 免許取得経費は飼料生産組織から直接支払う必要がありますか。経費精算でも可能ですか。

答 原則として飼料生産組織から直接お支払いいただき、助成金交付申請の際に領収書の写しを添付して下さい。やむを得ず、対象者個人が支払った場合には、対象者の支払い証拠書類と法人から対象者に支払った証拠書類が必要になります。

【本免許は事業実施期間内に取得が要件】

問 免許の取得は事業実施期間の1月末にずれ込んでもいいですか

答 事業実施期間終了の期限である令和9年1月末までに本免許を取得していただくことが要件となります。

【免許取得後3年間は飼料生産に従事が要件】

問 免許取得後3年経過前に従業員が退職し飼料生産に従事できなくなった場合はどうすればいいですか。免許の取得経費は返還が求められますか。

答 他の飼料生産組織で就業していれば返還する必要はありません。

7. その他

【採用、研修、免許・資格はセットでなくても実施可】

問 支援を受けるには新人の採用活動、研修活動、免許・資格の取得を全て行う必要がありますか。

答 いずれか一つの実施でも可能です。ただ、応募多数の場合に、人材の確保から育成まで、より一体的に取り組む計画を優先して採択する可能性があります。

【審査の観点】

問 応募内容について、どのような観点で審査されるのでしょうか。

答 要件を満たしていることを確認した上で、応募多数の場合は、取組の一体性や効果、飼料生産組織としての活動規模（地域への影響）等を踏まえて審査し採択・不採択を決定する他、採択する場合であっても申請額から減額して交付する可能性があります。